

閲覧用

河内長野市空家等対策計画（素案）に対するパブリックコメント意見一覧

【概要】

平成30年12月3日（月）～平成31年1月15日（火）まで、市内の主な公共施設及び市ホームページにおいて公表し、河内長野市空家等対策計画（素案）に対するパブリックコメントの意見募集を実施しましたところ、4名より5件の貴重なご意見をいただきました。いただいた5件の内、公表可の4件について、以下の内容別一覧のとおり整理しました。

なお、ご意見と、ご意見に対する市の考え方は次頁のとおりです。

◆ご意見の内容別一覧

内 容	計画該当頁	意見番号	意見数	計画への反映状況	分 類
「4-3.「空家等の適正管理の促進」に係る取組」の記述に関連するご意見	69～70	1	1件	ご意見を受け、計画に反映しました。	変 更
ご要望、その他ご意見等	—	2～4	3件	計画には反映しないものとします。	その他

◆ご意見に対する市の考え方

番号	分類	頁	ご意見（の概要）	市の考え方□
1	変更	69 70	<p>69頁「空家等の適正管理の促進」の「○適正管理に向けた支援」の「・ケアマネージャー・・・情報提供に努めます」及び70頁「■具体的取組イメージ」の次に次の文言を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の求める連絡先不明の空家等の所有者（管理者）連絡先調査の支援 ・所有者の連絡先が不明な空家等が発生しないよう、空き家にする場合は予め自治会や隣近所に連絡先を知らせるよう広報誌やチラシ、ホームページ等で住民に啓発する 	<p>1点目の空家等の所有者連絡先調査の支援につきましては、空家等所有者の連絡先など市で保有する個人情報、個人情報保護の観点から外部提供は行うことができません。ただし、空家等によりお困りの相談等があった場合には、市において、可能な限り所有者の連絡先を調査し、適正に管理されるよう助言・指導等を行います。</p> <p>2点目につきましては、ご意見いただきました通り、空き家にする場合は、予め自治会や近隣へ連絡先を知らせておくことは重要です。</p> <p>このため、次のとおり、本計画（案）に反映しました。</p> <p>○69頁「適正管理に向けた支援」に次の一文を追加しました。</p> <p>「・所有者等の連絡先が不明な空家等が発生しないよう、長期間不在にする場合にはあらかじめ自治会や近隣住民に連絡先を知らせておくよう、広報紙やホームページ等を活用した啓発に努めます。」</p> <p>○70頁「■具体的な取組イメージ」に次の一文を追加しました。</p> <p>「●所有者等の連絡先が不明な空家等の発生予防に向けた啓発活動の推進」</p>

2	その他		<p>喫緊の課題として、基本方針4に重点を置いた取組を実施されたい。</p>	<p>本計画では、既に問題となっている空家等への対応だけでなく、今後急増すると予想される空家等に対する施策を体系的にまとめ、空家等の発生予防、適正管理、利活用を効果的に実施することを目的としております。</p> <p>ただし、既に問題となっている空家等につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法や河内長野市空家等の適正な管理に関する条例に基づき、所有者の連絡先の把握に努め、適正な管理が行われるよう、随時助言・指導を行って参りますので、ご要望として賜ります。</p>
3	その他		<p>計画目標を見ると取組姿勢の本気度が窺えない。計画目標の数値は、何を意味しているのか、どんな評価になるのか全く分からない。具体的に言葉、文章で表現すべき。</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、勧告・命令まで踏み込み、「特定空家等」ゼロを目標に危険な空き家の除却、固定資産税特例措置対象からの除外などの実施にも言及すべき。そのため、空家等対策の推進に関する特別措置法のポイントの解説や啓蒙活動を実施されたい。</p>	<p>計画目標については、目標に対する結果を明確にするため、数値で記載しております。</p> <p>「空家等の種類が「二次的住宅、賃貸用の住宅、売却用の住宅」を除く「その他の住宅」であるものの割合」につきましては、本計画29頁に記載の空き家の種類別の状況に基づき設定したものです。将来的に空家等の急増が予想される中、この割合が現状値から微減となるよう、空家等の適正管理や利活用の促進を図って参ります。</p> <p>もう一つの目標指数につきましても、28頁に記載の市への相談件数と対応状況に基づき設定したものであり、空家等の急増が予想される中、市から助言・指導を受けて管理状況が改善されるケースの割合が現状値以上に改善されるよう、法や条例に基づき取り組んで参ります。</p> <p>また、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条に規</p>

				<p>定する指導、勧告、命令、代執行などの措置を実施することや、当該勧告がされると固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の適用対象から除外されることとなることにつきましては、72頁の「特定空家等に対する措置の具体的な手続き」に記述しています。</p> <p>いずれにしましても、今後の空き家対策全般に渡る積極的な取組へのご要望として賜ります。</p>
4	その他	<p>1. 市の空家等対策計画（素案）の概要はよくまとまっていると思いますが、20年後（対平成30年）の空き家率は団地によってかなり差が出ており（当地区では約40%が空き家）地域毎のきめ細やかな対策が必要と思われます。</p> <p>2. 対策としては大きく分けて二つに分けて考えてみたいと思います。</p> <p>（1）当面の環境維持対策</p> <p>（2）20年後又はそれ以上後の河内長野市の在り方を想定したドラスチックな施策</p> <p>3. 現在当地区でも比較的良く管理されている空き地・空き家とちょっと手を加えて頂きたい空き地・空き家があり自治会と市の担当課との相互認識がもっと必要かと思います。（市と自治会との会合が年2回程度あった方が良いのではないか）</p> <p>現在施行されています「河内長野市空家等の適正な</p>	<p>空き家率の将来推計結果につきましては、ご指摘の通り地域差が大きいことから、地域に応じた対策の必要性は市も認識しており、ご提言いただいた施策方針等につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>また、空き家・空き地の状況は、日頃から地域住民や自治会の皆様が最もよくご存知であると思われることから、市と自治会との意見交換会など、相互認識の場の必要性は市でも認識しているところです。開催頻度も含めまして、今後の取組検討の参考とさせていただきます。</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法や河内長野市空家等の適正な管理に関する条例に基づく助言・指導等などの対応につきましては本計画でも記述しておりますが、より積極的な周知・啓発活動へのご意見として賜ります。</p> <p>空き家管理を市が一括して請け負うことにつきましては、今後空き家が急増してくることが予想される中、限られた人員と厳しい財政状況から非常に困難であると考えておりま</p>	

		<p>管理に関する条例」(平成28年条例第39号)ではかなりの権限が市にあると思われます。この関係の有効性について地区住民及び空き家管理者に十分認識させる必要があるかと思えます。</p> <p>4. 空き家管理を市が一括請け負うことはできませんか。但し特別出費は市と家の持ち主で協議</p> <p>5. 2-(2)は当面、市の担当部署が青図を描かれ各地区とご相談願えればと思えます。インフラの維持費用の点からも将来は団地の統廃合が必要かも。</p>	<p>す。また、法では空家等の適正管理に関して所有者等の責務が定められており、第一義的な管理責任はあくまで所有者等にあることから、市ではふるさと納税の謝礼品として空き家・空き地の管理代行サービスメニューを創設したり、啓発パンフレットにおいて適正な管理がされていないことによる危険性について掲載するなど、所有者等による適正管理の促進に努めています。さらに、市では空家等になる前からの適正管理の重要性も認識しており、所有者等が居住中からの適正管理についても周知・啓発に努めてまいります。</p>
--	--	--	---

問い合わせ先：河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 都市づくり部 都市創生課

0721-53-1111